

島根県福祉サービス第三者評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県福祉サービス第三者評価事業推進要綱の第5の規定に基づき、評価の方法及び手続き等を定めることにより、第三者評価事業の適切な実施を図ることを目的とする。

(重要事項の説明及び契約)

第2条 評価機関は、評価を行おうとするときは、事業者に、評価の方法、料金、評価調査者の経歴及び資格、評価結果の取扱い等の重要事項を説明した上で、事業者との間に文書により契約を締結するものとする。

2 前項の契約書には、評価結果を福祉サービス第三者評価事業推進組織としての島根県（以下「県」という。）に報告すること、評価機関及び県が評価結果を公表すること、並びに事業者が評価結果の全部又は一部の公表を望まない場合はその旨を評価機関及び県が公表することについて、それぞれ事業者が承諾する旨を定めておかなければならない。

(関係者への説明)

第3条 事業者及び評価機関は、評価の実施に先立ち、サービス評価の趣旨、目的及び具体的な実施方法について、職員及び利用者へ周知を図り、円滑な評価が実施できるよう配慮するものとする。

(評価基準)

第4条 評価機関は、別に定める評価基準により評価を実施する。但し、評価機関は、事業者と協議の上、独自の評価項目を加えて評価を行うことができる。

(評価の方法)

第5条 評価は、書面調査、訪問調査及び利用者調査結果に基づき行う。

- (1) 書面調査は、事業者及び当該事業者の職員による自己評価、当該事業者の組織及び事業の概要を示す書類等に基づき行う。
- (2) 訪問調査は、書面調査及び次号に規定する利用者調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って、運営やサービスの実施状況を把握・検証する方法により行う。
- (3) 利用者調査は、当該事業者のサービスに関する利用者の意向や満足度について、アンケート・聴き取り調査等により行う。

(評価の決定)

第6条 評価結果は、前項の調査結果に基づき、当該評価調査に携わった全ての評価調査者の合議により取りまとめる。但し、島根県福祉サービス第三者評価機関認証要領第6条第4号に該当する場合には、評価委員会の承認を得るものとする。

- 2 評価機関は、評価結果を取りまとめたときは、事業者に報告し、内容を説明するとともに事実誤認等があれば必要に応じて修正する。その上で評価結果の公表について、評価結果の公表に関する同意書(様式第1号)により、事業者の同意を得る。評価結果の全部又は一部の公表の同意が得られなかった場合は、公表を望まなかった旨を公表することにつき事業者を確認する。
- 3 事業者は、評価結果に異議があるときは、報告を受けた日から10日以内に資料を添えて評価機関に異議を申し立てることができる。
- 4 前項の申し立てがなされたときは、評価機関は、その内容を審査し、相当の理由がある場合には、評価結果の修正を行う。修正を行わない場合においては、その理由を改めて説明するとともに、評価結果に当該事業者の当該異議の内容を付記するものとする。

(評価結果の報告)

第7条 評価機関は、評価結果が確定したときは、30日以内に、次の各号に掲げる文書を県に提出する。

- (1) 福祉サービス第三者評価結果報告書(様式第2号)
 - (2) 評価結果の公表に関する同意書(様式第1号)の写し
- 2 評価機関が、独自の項目を加えて評価を行ったときは、前項の様式に必要な応じて追加して報告する。
- 3 県は、前2項の規定により収受した文書は、福祉サービス第三者評価事業の推進の目的にのみ使用するものとし、他の目的には使用しない。

(受審証明書の交付)

第8条 評価機関は、第6条の規定により評価を決定し、事業者が全ての評価結果の公表に同意したときは、島根県福祉サービス第三者評価受審証明書(様式第3号)を事業者に交付する。

- 2 前項の要件を充たす場合において、事業者が希望する場合には、受審証交付申請書(様式第4号)に基づき、島根県知事が受審証(様式第5号)を交付するものとする。

附則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に評価契約を締結したもののから適用する。

附則

この要領は、令和3年3月25日から施行する。

受審証交付申請書

年 月 日

島根県知事様

評価受審事業所
代表者

年 月 日付で評価機関と締結した島根県福祉サービス第三者評価について、年 月 日付で評価結果が確定し、全項目について公表することに同意しましたので、受審証の交付を申請します。

上記事実に相違ありません。

年 月 日

評価機関
代表者

福祉サービス第三者評価受審証

法人名
事業所名

受審年度
評価機関

年度

福祉サービスの質の向上と利用者への情報提供を目的とする「島根県福祉サービス第三者評価」を受審したことを証します。

年 月 日

島根県知事名 印